

情報提供

那医発第 295 号
令和 8 年 7 月 29 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 玉井 修

常任理事 玉城 研太郎



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「産業保健関係の通知について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

.....記.....

冲 医 発 第 6 3 1 号

地区医師会産業保健担当理事 殿

令和 8 年 7 月 16 日

沖縄県医師会

常任理事 玉城 研太郎

産業保健関係の通知について

(公印省略)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の件について、日本医師会および沖縄労働局健康安全課長より産業保健関係通知が届いておりますので、本通知をもってお知らせすると共に、以下に概略を説明申し上げます。

① については、令和 9 年 1 月 1 日に施行される労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部について、労働者のみならず個人事業者等が被災した場合も労働基準監督署への報告義務や情報提供を行う新たな制度が設けられたことをお知らせするものです。

② については、令和 9 年 4 月 1 日に施行または適用される法律の一部改正において、搬入出等の混在作業における連絡調整が、作業場所管理事業者および請負人の作業従事者同士間においても必要となる旨をお知らせするものです。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮に存じますが、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員に対する周知方についてご高配くださいますようお願い申し上げます。

記

No	文書番号	発送年月日	文書名
①	日医発第 697 号 (健 I)	R8.7.9	労働安全衛生規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（個人事業者等の業務上災害の報告に係る規定関係）
②	冲劳発基 0709 第 1 号	R8.7.9	労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う 関係政令の整理等に関する政令等の施行について（個人事業者等の安全衛生対策の推進に係る規定関係）

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課：吉田

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp